

埼玉県国民健康保険保険給付費等交付金交付要綱

(通則)

第1条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第75条の2の規定に基づく国民健康保険保険給付費等交付金の交付については、法、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「令」という。）、国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令第111号）、国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号。以下「調交省令」という。）、埼玉県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例（平成29年埼玉県条例第43号。以下「条例」という。）及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び令において使用する用語の例による。

(交付の目的)

第3条 国民健康保険保険給付費等交付金（以下「交付金」という。）は、保険給付の実施その他の国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施を図り、及び県内の市町村の財政状況その他の事情に応じた財政の調整を行うことを目的とする。

(交付額)

第4条 交付金の交付額は、次の各号に掲げる交付金の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 普通交付金 市町村による療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費及び診療報酬審査支払手数料の支給等に要した費用の全額に相当する額
- 二 特別交付金 次に掲げる額の合算額
 - ア 国民健康保険保険者努力支援交付金 条例第3条第3項第1号の規定により、国が当該市町村の取組に応じて交付する額
 - イ 県繰入金 条例第3条第3項第2号の規定により、県が繰り入れる額のうち、知事が別に定める基準に基づき算出した額
 - ウ 特定健康診査等負担金 条例第3条第3項第3号の規定により、当該市町村の特定健康診査等費用額に応じ、知事が別に定める基準に基づき算出した額
 - エ 国・特別調整交付金 条例第3条第3項第4号の規定により、令第6条第6項第1号及び調交省令第6条の規定に基づき国が当該市町村における災害その他特別の事情に応じて交付する額

(交付の条件)

第5条 交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 交付金の対象事業（以下「事業」という。）の内容を変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- 二 事業により取得し、又は効用の増加した機械、器具のうち単価が50万円以上のもの及びその他の財産については、知事が別に定める期間を経過するまで知事の承認を受けずに交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 三 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県の国民健康保険に関する特別会計に納付させることがある。

(申請手続)

第6条 交付金の交付の申請においては、市町村は、第4条第1号及び第2号アからエまでに掲げる交付金ごとに、様式第1号による申請書を別に定める日までに知事に提出するものとする。

(変更申請手続)

第7条 交付金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付等の申請を行う場合は、市町村は、第4条第1号及び第2号アからエまでに掲げる交付金ごとに、様式第2号による申請書を別に定める日までに知事に提出するものとする。

(交付金の概算払)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、規則第5条の規定により交付決定した額の範囲内において、概算払をすることができる。

(記載事項等)

第9条 規則第4条第1項第3号に掲げる事項の記載は要しない。

- 2 規則第4条第2項第1号から第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(決定の通知)

第10条 知事は、市町村に係る交付金について交付決定又は交付決定の変更決定を行ったときは、当該市町村に対し第4条第1号及び第2号アからエまでに掲げる交付金ごとに、交付決定にあつては様式第3号により、交付決定の変更決定にあつては様式第4号によりそれぞれ通知を行うものとする。

- 2 令第6条第5項並びに第7条第1項及び第2項の規定に基づき市町村に係る交付金を減額する際は、当該市町村に対しその旨を通知するものとする。なお、減額する場合の弁明の機会の付与の方法については、行政手続法（平成5年法律第88号）第三章に定めるところによる。

(状況報告)

第 11 条 知事は、必要があると認めるときは、市町村に対し、事業の遂行状況に関し、期日を定めて報告を求めることができる。

2 市町村は、前項の規定に基づく報告を求められたときは、書面により報告しなければならない。

(交付金の返還)

第 12 条 知事は、市町村に交付金を交付した後に当該交付金の全部又は一部を返還すべき事実を発見した場合、当該事実を発見した日が属する年度においてこれらの交付金を返還させ、又は交付金の額に充当することができる。

(実績報告)

第 13 条 この交付金の事業の実績報告においては、市町村は、当該年度の事業が完了したときは第 4 条第 1 号及び第 2 号アからエまでに掲げる交付金ごとに、様式第 5 号による実績報告書を別に定める日までに知事に提出するものとする。

(交付金の額の確定の通知)

第 14 条 知事は、市町村に係る交付金について交付額の確定を行ったときは、市町村に対し第 4 条第 1 号及び第 2 号アからエまでに掲げる交付金ごとに、様式第 6 号により通知するものとする。

(書類の整備保管)

第 15 条 市町村は、対象事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出等についての書類を整備し、保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び書類は、当該事業の完了する日の属する会計年度の翌年度から 5 年間保管しておかなければならない。

(その他)

第 16 条 特別の事情により第 4 条、第 6 条、第 7 条及び第 13 条に定める算定方法、手続によることができない場合は、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

（元号） 年度埼玉県国民健康保険保険給付費等交付金
（普通交付金）（特別交付金のうち〇〇）交付申請書

（元号） 第 年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

市町村名
代表者職氏名

（元号） 年度埼玉県国民健康保険保険給付費等交付金（普通交付金）（特別交付金のうち〇〇）の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

交付申請額 金 円

担当課：
担当係：
職 名：
氏 名：
電 話：代表 （内線 ）
直通
保険者番号：

様式第2号（第7条関係）

(元号) 年度埼玉県国民健康保険保険給付費等交付金
(普通交付金) (特別交付金のうち〇〇) 変更交付申請書

(元号) 第 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

市町村名
代表者職氏名

(元号) 年度埼玉県国民健康保険保険給付費等交付金 (普通交付金) (特別交付金のうち〇〇) については、(元号) 年 月 日付け 第 号により交付決定を受けたところですが、その後の事情変更により交付額を下記のとおり変更されたく申請します。

記

変更交付申請額	金	円
既交付決定額	金	円
差引増減額	金	円

担当課：
担当係：
職 名：
氏 名：
電 話：代表 (内線)
直通
保険者番号：

様式第3号（第10条関係）

（元号） 年度埼玉県国民健康保険保険給付費等交付金
（普通交付金）（特別交付金のうち〇〇）交付決定通知書

第 号
（元号） 年 月 日

様

埼玉県知事 （公印省略）

（元号） 年 月 日付け 第 号により申請のあった（元号） 年
度埼玉県国民健康保険保険給付費等交付金（普通交付金）（特別交付金のうち〇〇）につ
いては、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付方法 精算払・概算払

3 交付条件

次の場合は、速やかに知事に報告し、指示を受けてください。

- （1）事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合
- （2）事業を中止若しくは廃止する場合
- （3）事業が予定の期間内に完了しない場合
- （4）事業の遂行が困難となった場合

担当
電話

様式第4号（第10条関係）

（元号） 年度埼玉県国民健康保険保険給付費等交付金
（普通交付金）（特別交付金のうち〇〇）変更交付決定通知書

第 号
（元号） 年 月 日

様

埼玉県知事 （公印省略）

（元号） 年 月 日付け 第 号により交付決定した（元号） 年
度埼玉県国民健康保険保険給付費等交付金（普通交付金）（特別交付金のうち〇〇）につ
いて、（元号） 年 月 日付け 第 号変更交付申請に基づき、下記の
とおり変更することに決定したので通知します。

記

1 変更交付決定額 金 円
うち今回追加交付額（減少額） 金 円

2 交付方法 精算払・概算払

3 交付条件

次の場合は、速やかに知事に報告し、指示を受けてください。

- （1）事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合
- （2）事業を中止若しくは廃止する場合
- （3）事業が予定の期間内に完了しない場合
- （4）事業の遂行が困難となった場合

担当
電話

様式第5号（第13条関係）

(元号) 年度埼玉県国民健康保険保険給付費等交付金
(普通交付金) (特別交付金のうち〇〇) 事業実績報告書

(元号) 第 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

市町村名

代表者職氏名

(元号) 年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた (元号)
年度埼玉県国民健康保険保険給付費等交付金(普通交付金)(特別交付金のうち〇〇)
について、事業実績を下記のとおり報告します。

記

既交付決定額	金	円
事業実績額	金	円
差引過不足額	金	円

担当課：

担当係：

職 名：

氏 名：

電 話：代表 (内線)

直通

保険者番号：

様式第6号（第14条関係）

（元号） 年度埼玉県国民健康保険保険給付費等交付金
（普通交付金）（特別交付金のうち〇〇） 交付額確定通知書

第 号
（元号） 年 月 日

様

埼玉県知事 （公印省略）

（元号） 年 月 日付け 第 号により交付決定した（元号） 年
度埼玉県国民健康保険保険給付費等交付金（普通交付金）（特別交付金のうち〇〇）につ
いては、（元号） 年 月 日付け 第 号実績報告書に基づき、交付額
が下記のとおり確定したので通知します。

（なお、精算不足分として（元号） 年度埼玉県国民健康保険保険給付費等交付金
（普通交付金）（特別交付金のうち〇〇）を下記のとおり追加交付することとしたので併
せて通知します。）

（また、超過交付となった（元号） 年度埼玉県国民健康保険保険給付費等交付金
（普通交付金）（特別交付金のうち〇〇）については、補助金等の交付手続等に関する規
則第17条第2項の規定により、（元号） 年 月 日までに返還することを命じ
ます。）

記

交付確定額	金	円
（うち今回追加交付額（減少額）	金	円）

担当
電話